

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外1 - 25

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月14日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 溝 口 圭 紀
同 瓜 生 和 也
同 津 江 紘 輝
同 前 田 圭一朗
同 飯 野 敦 之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 2,178,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年8月2日
効力発生日	令和3年8月13日
有効期限	令和5年8月12日
発行登録番号	3 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
----	-------	------	----------------	------

3 - 外1 - 1	令和3年8月25日	306,000,000円	該当なし。	
3 - 外1 - 2	令和3年8月26日	420,000,000円		
3 - 外1 - 3	令和3年8月27日	182,996,100円		
3 - 外1 - 4	令和3年8月27日	127,428,000円		
3 - 外1 - 5	令和3年8月31日	400,000,000円		
3 - 外1 - 6	令和3年9月1日	1,011,000,000円		
3 - 外1 - 7	令和3年9月1日	1,435,000,000円		
3 - 外1 - 8	令和3年9月9日	2,044,000,000円		
3 - 外1 - 9	令和3年9月30日	400,000,000円		
3 - 外1 - 10	令和3年10月1日	1,846,000,000円		
3 - 外1 - 11	令和3年10月1日	3,661,000,000円		
3 - 外1 - 12	令和3年10月12日	761,000,000円		
3 - 外1 - 13	令和3年10月18日	463,000,000円		
3 - 外1 - 14	令和3年10月20日	2,144,000,000円		
3 - 外1 - 15	令和3年10月22日	173,368,104円		
3 - 外1 - 16	令和3年10月29日	200,000,000円		
3 - 外1 - 17	令和3年11月1日	1,544,000,000円		
3 - 外1 - 18	令和3年11月1日	2,208,000,000円		
3 - 外1 - 19	令和3年11月5日	250,000,000円		
3 - 外1 - 20	令和3年11月12日	1,446,000,000円		
3 - 外1 - 21	令和3年11月17日	2,841,000,000円		
3 - 外1 - 22	令和3年11月30日	200,000,000円		
3 - 外1 - 23	令和3年11月30日	650,000,000円		
3 - 外1 - 24	令和3年12月1日	1,960,000,000円		
実績合計額		26,673,792,204円	減額総額	0円

【残額】 973,326,207,796円
(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「パークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨

第一部【証券情報】

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年12月23日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数
株価指数連動 デジタルクーポン 円建社債 ノックイン期間限定型に関する情報]

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

- 前略 -

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2,178,000,000円	売出価額の総額	2,178,000,000円
---------------------	----------------	---------	----------------

- 中略 -

利 率	額面金額に対して (1) 2021年12月23日（その日を含む。）から2022年3月23日（その日を含まない。）まで：年3.00% (2) 2022年3月23日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）又は（場合により）期限前償還日（その日を含まない。）まで： (a) 利率決定日（以下に定義される。）において観察された全ての参照指数の終値が関連する基準価格（以下に定義される。）と等しいかそれを上回る場合： 年3.00% (b) 利率決定日において観察された参照指数の終値がいずれか一方でも関連する基準価格を下回る場合： 年0.50% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。
-----	--

- 後略 -

2【売出しの条件】

- 前略 -

（注5）本社債の発行日は、2021年12月22日である。

- 中略 -

社債の要項の概要

1. 利息

- 中略 -

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

各利息期間（以下に定義される。）につき、

- (1) 2021年12月23日（その日を含む。）から2022年3月23日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年3.00%とし、2022年3月23日に支払われる額面金額当たりの利息額は、7,500円とする。
- (2) 2022年3月23日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）又は（場合により）期限前償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
 - (i) 利率決定日において観察された全ての参照指数の終値が関連する基準価格と等しいかそれを上回る場合、年3.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は、利息開始日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）までの各利息期間について、7,500円とする。
 - (ii) 利率決定日において観察された参照指数の終値がいずれか一方でも関連する基準価格を下回る場合、年0.50%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は、利息開始日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）までの各利息期間について、1,250円とする。

- 後略 -

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録目論見書の訂正事項分及び発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称、売出人の名称が記載される。また、当該書類の表紙裏に以下の文章が記載される。

「本書及び本社債に関する2021年11月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では令和3年11月30日付訂正発行登録書及び令和3年12月14日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2020年度（自令和2年1月1日 至令和2年12月31日）
令和3年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 2021年度中（自令和3年1月1日 至令和3年6月30日）
令和3年9月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき外国会社臨時報告書を令和3年11月30日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第四部【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。